

## 3 査読規程

### 3.1 査読者の業務

論文を評価し、採否の判定を行う。

### 3.2 公平性と中立性の確保

論文の評価にあたっては、公平公正を旨とする。論文が利害関係のある著者によるものである場合あるいはそのように疑われる場合には、直ちに編集担当委員（一般論文）またはゲストエディタ（特集論文）に申し出なければならない。

### 3.3 本質的な価値の評価

論文の評価にあたっては、論文のもつ本質的な価値を積極的に評価するものとする。わずかな誤りは著者の責任とするという考え方に立ち、表現や記述の細部に必要以上にこだわってはならない。主義や観念の違いを採否決定の理由としてはならない。論文の主張に本質的な誤りがある場合や主張の根拠が不十分である場合には返戻としてよい。

### 3.4 論文カテゴリと査読基準

論文のカテゴリごとの査読基準を「論文カテゴリと査読基準」に示す。

### 3.5 補助資料の扱い

補助資料の提出が合った場合には、これを評価および判定の材料として用いてよい。ただし、論文誌に掲載されるのは現在のところ論文のみであることから、論文の本質的な内容が補助資料なしに読者に伝わるものとなっている必要があることに注意する。

### 3.6 評価および判定の報告

評価および判定については期限内に所定の様式で報告する。とくに判定の理由については、客観的かつ論理的で著者に理解することのできる説明でなければならない。

### 3.7 倫理指針違反の疑いに対する対応

倫理指針違反の疑いを発見した場合には、直ちに担当委員またはゲストエディタに報告する。倫理指針は「倫理規程」に定められている。

### 3.8 守秘義務

査読者としての業務の中で得た情報を当該業務以外の目的に用いてはならない。